

# 官民連携事業推進講演会



包括的維持管理委託  
道路・公園 巡回員  
三条市

## インフラの包括的民間委託 (三条市における取組事例)



令和3年9月17日

新潟県三条市 建設部建設課

課長 吉澤 覚

# はじめに 三条市の紹介

取組の  
概要

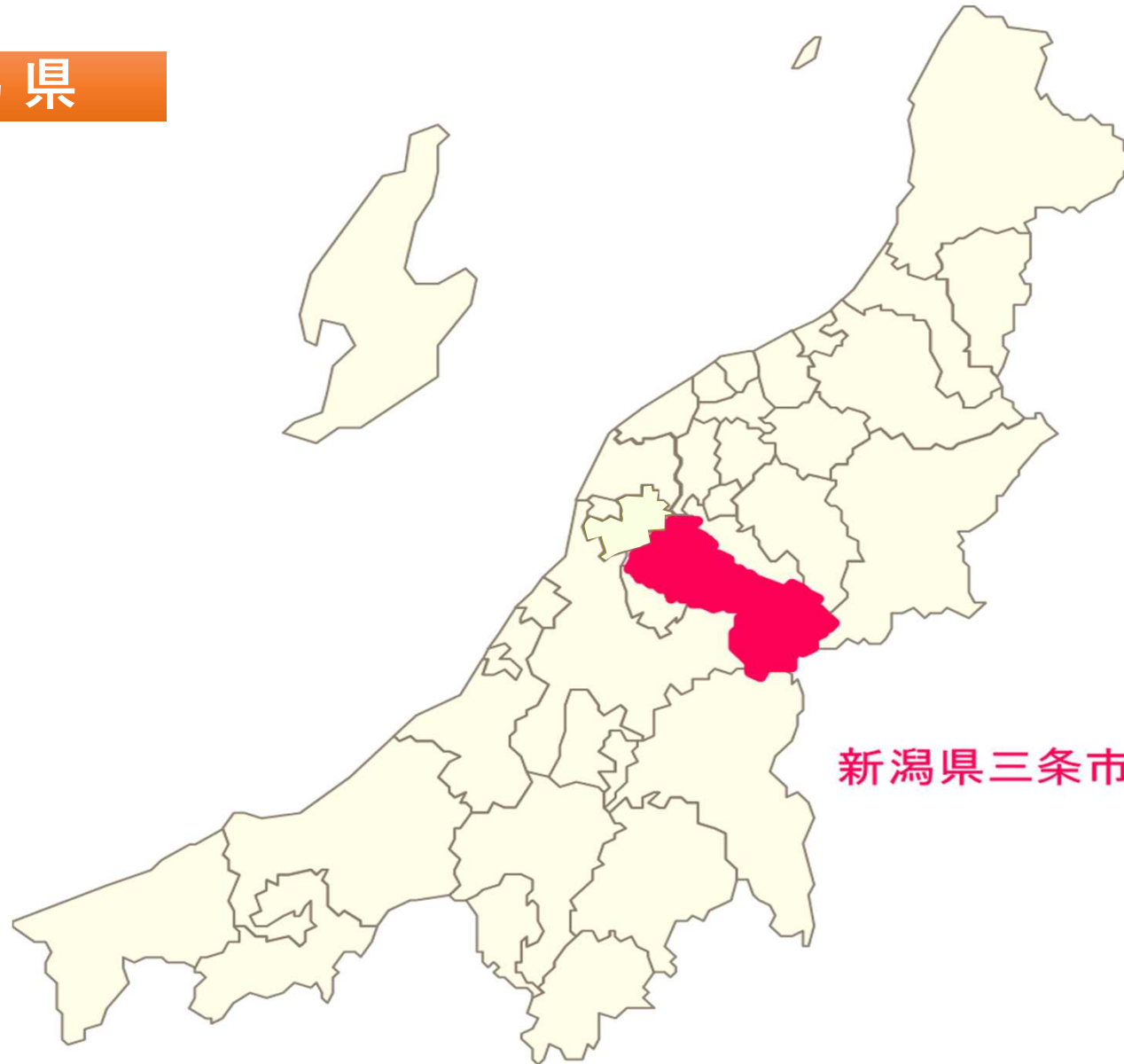
取組の  
背景

検討経緯 導入の効果

おわりに



## 新潟県



新潟県三条市

# はじめに 三条市の紹介

取組の  
概要

取組の  
背景

検討経緯 導入の効果 おわりに



平成17年に三条市、栄町、下田村が合併



- 【三条市の地勢・交通など】
- 新潟県のほぼ中央に位置
  - 上越新幹線や北陸自動車道等が整備
  - 市の中央部には五十嵐川が横断

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 全体面積  | 432.01km <sup>2</sup> |
| 可住地面積 | 220.03km <sup>2</sup> |
| 人口    | 94,930人               |
| 世帯数   | 36,701世帯              |

※令和3年7月30日時点



# はじめに 三条市の紹介

取組の  
概要

取組の  
背景

検討経緯 導入の効果 おわりに





# はじめに 三条市の紹介

取組の  
概要

取組の  
背景

検討経緯 導入の効果 おわりに



和釘



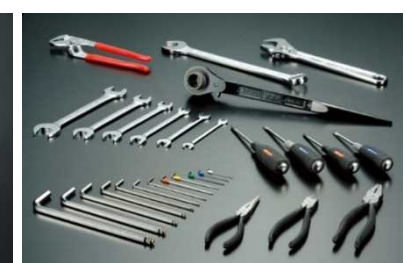
包丁



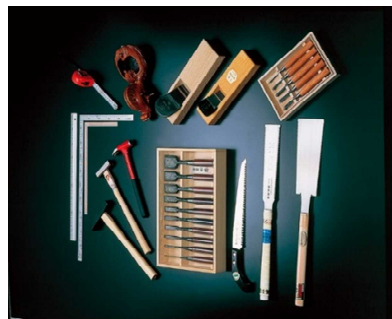
鎌



利器工匠具



作業工具



大工道具



暖房器具



爪切り



キッチン用品



住設機器



アウトドア用品

# はじめに 三条市の紹介

取組の  
概要

取組の  
背景

検討経緯 導入の効果 おわりに



本成寺鬼踊り



三条凧合戦



カレーラーメン



大名行列



三条マルシェ



ミズベリング三条



# はじめに 三条市の紹介

取組の  
概要

取組の  
背景

検討経緯 導入の効果 おわりに



## 国道289号「八十里越」



5号橋梁見学



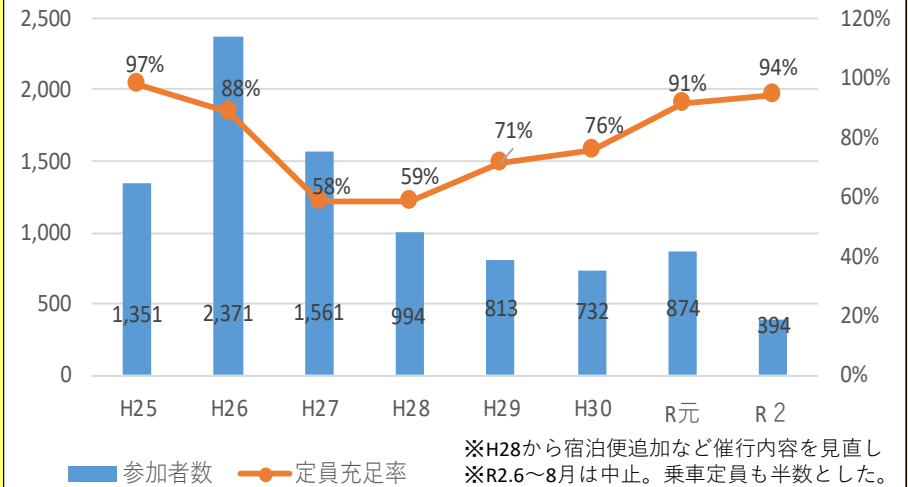
8号トンネル見学



長岡国道事務所による説明



### 参加者数と定員充足率（平成25年度～令和2年度）



# はじめに 三条市の紹介

取組の  
概要

取組の  
背景

検討経緯 導入の効果 おわりに



## ○所管する主なインフラ

- ・ 道路施設 : 市道 (約1,120km)、橋梁 (約660橋) 等
- ・ 上水道 : 配水管 (約780km)、給水管 (約41,000本) 等
- ・ 下水道 : 公共下水道事業雨水幹線 (約10km)、  
汚水管 (約280km) 等
- ・ 農林道 : 農道 (約250km)、林道 (約90km)
- ・ 公園 : 約200 施設 (162ha) 等
- ・ 法定外公共物 : 里道、水路、等





# はじめに 三条市の紹介

取組の  
概要

取組の  
背景

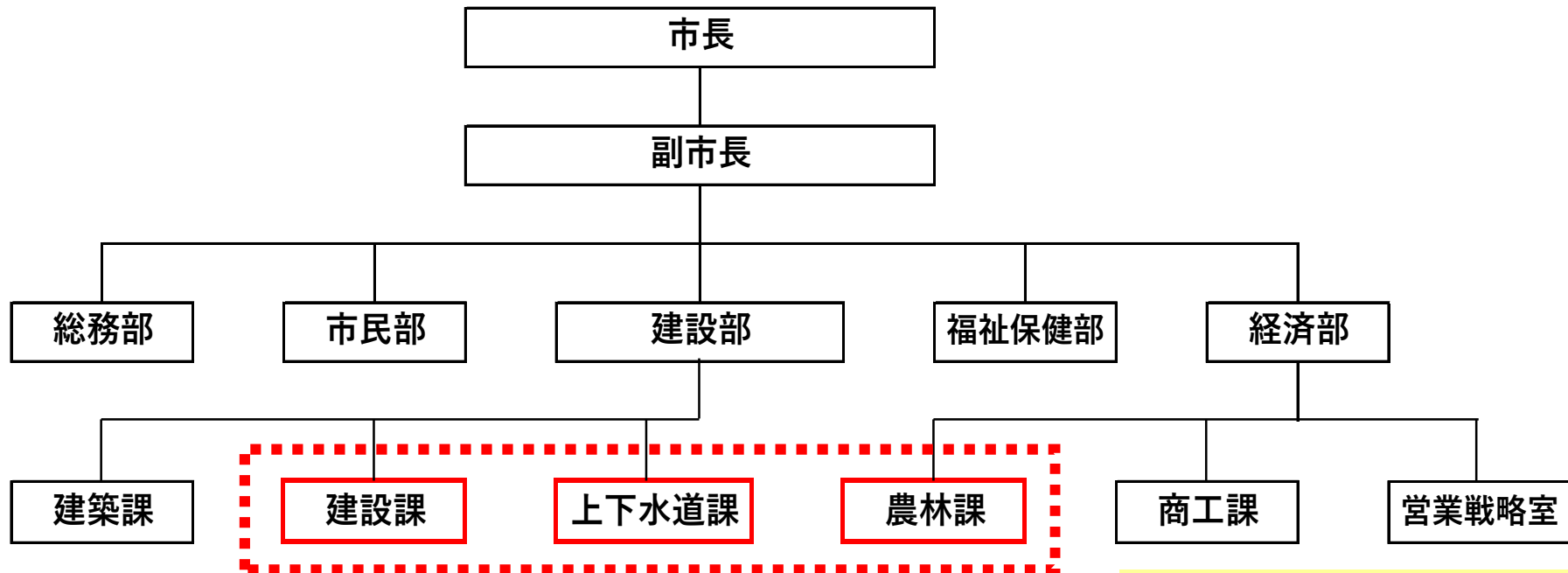
検討経緯 導入の効果 おわりに

## ○維持管理体制

### ・維持管理に携わる職員

- 建設課：9名（うち技能職員4名）
- 上下水道課：2名（うち技能職員2名）
- 農林課：3名

## 組織図



維持管理担当者

三条市職員数：756人

# 取組の概要

## 包括的維持管理業務委託とは

### 包括的維持管理業務委託とは

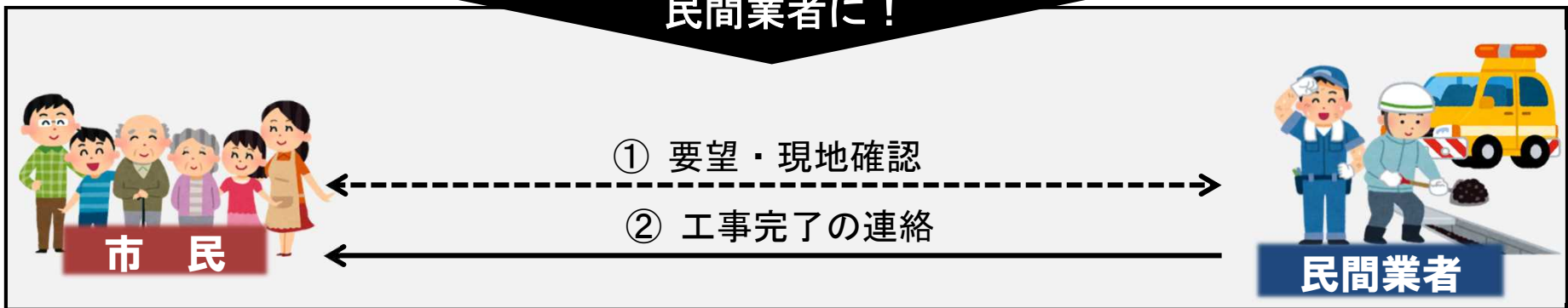
今まで 市役所が行っていた  
道路・公園等の 維持管理に関する業務 の一部を 民間事業者が実施

### 今まで…

要望してから工事完了まで時間がかかる…



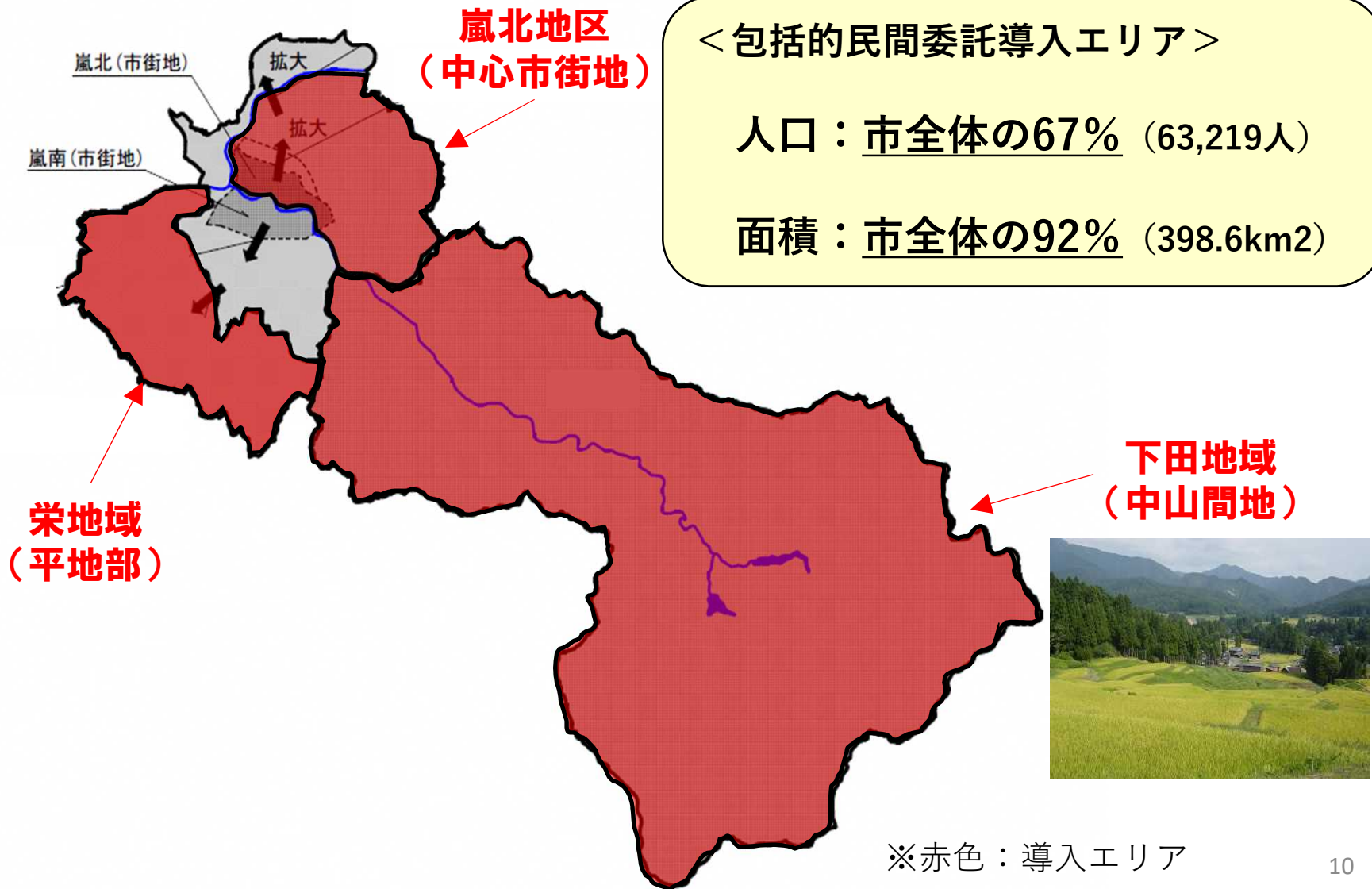
業務の一部を  
民間業者に！



市役所を間に挟まないことにより  
発注手続き等が省略でき **迅速な対応** が可能に！



### (1) 包括的民間委託導入エリア



## (2) 包括的民間委託の委託内容

- 市民からの苦情・要望受付
- 各施設の巡回
- 道路維持管理：舗装、側溝、防護柵、標識、街灯、消雪パイプ、橋梁点検など
- 公園維持管理：施設、遊具、植栽など
- 水路維持管理：水路、ポンプ場点検など

| 業務範囲 | 嵐北地区<br>(市街地)  | 下田地域<br>(中山間地)                     | 栄地域<br>(平地部)  |
|------|--|------------------------------------|---|
| 契約額  | 737,856千円<br>(約147,600千円/年)                                    | 177,250千円<br>(約35,400千円/年)         | 176,000千円<br>(約64,000千円/年)                          |
| 主な施設 | 市道336km、橋梁218橋、道路照明灯144基、公園71箇所                                | 市道240km、橋梁157橋、道路照明灯8基、公園11箇所      | 市道229km、橋梁35橋、道路照明灯44基、公園28箇所、ポンプ場1箇所               |
| 委託者  | 外山・久保・マルモ・イグリ・山田・向陽園・パシフィックコンサルタンツ共同企業体                        | 吉田組・鈴喜建設・若林建設・グリーン造景企画・淡路電機管工共同企業体 | 木菱・中央・山口・石翠園・斎藤・キタック共同企業体                           |
| 委託期間 | 平成31年4月～令和6年3月   | 同左                                 | 令和3年6月～令和6年3月                                       |
| 主な業務 | 以下に示す道路施設などに関する維持業務<br>舗装、側溝、防護柵、標識、公園施設、街路樹、橋梁、街灯、消雪パイプ、除草 など | 同左                                 | 左記のほか以下を追加<br>・橋梁点検<br>・道路照明灯点検<br>・遊具点検<br>・ポンプ場点検 |

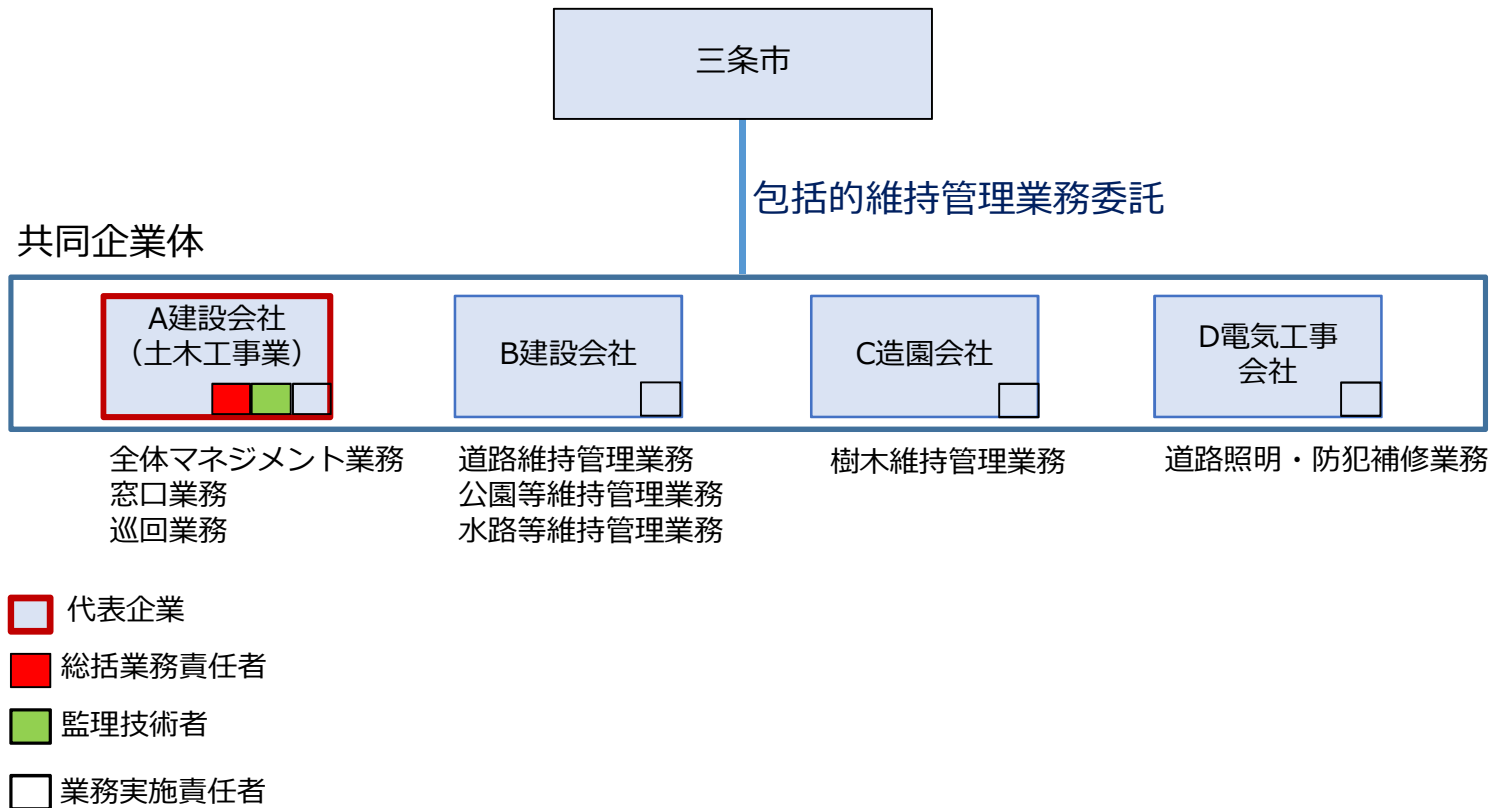


### (3) 受注者の体制

○ 建設会社、造園会社、電気工事会社など各分野に精通した企業からなる共同企業が受注

参加資格要件：3者以上10者以内で構成される共同企業体

【共同企業体のイメージ】



### (4) 業務実施基準

| 項目     | 内容   |
|--------|--|
| 業務実施基準 | 業務要求水準書に基づき判断<br>通常の維持管理を超える案件（130万円以上／工事）は対象外 |

### 業務要求水準書

【別紙4】 社会資本の維持管理基準（案）

- 適用の範囲  
社会資本の維持管理基準（案）は、三条市が管理する社会資本の維持管理に適用する。
- 維持管理の目的  
社会資本は、市民の生活や社会経済活動の基盤であり、機能的な維持管理の実施により、利用者や第三者の安全を確保した上で、必要な機能を確保し維持させることを目的とする。
- 維持管理基準（案）
  - 除雪  
冬期間の道路交通を確保し、産業の発展及び通学児童・生徒の安全確保など市民生活の安否を図る。  
除雪委託業者選定要領に基づき行うものとする。
  - 道路維持管理
    - 舗装補修
      - 幹線市道  
該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、速度制限を伴うなど円滑な交通を阻害する可能性がある場合に対応する。
      - その他市道  
該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。
    - 根柢補修  
該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される利用範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。
    - 防護補修  
該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される利用範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。
    - 感測維持

### (2) 道路維持管理

#### ア 道路補修

##### (ア) 幹線市道

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、**速度制限を伴うなど、円滑な交通を阻害する可能性がある場合**に対応する

##### (イ) その他市道

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、**事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合**に対応する。

業務要求水準書をもとに**性能規定**により判断



### ① 管理するインフラの現状

建設から40年近くが経過し、急速に老朽化が進むインフラが多数存在

### ② 地元建設業の現状

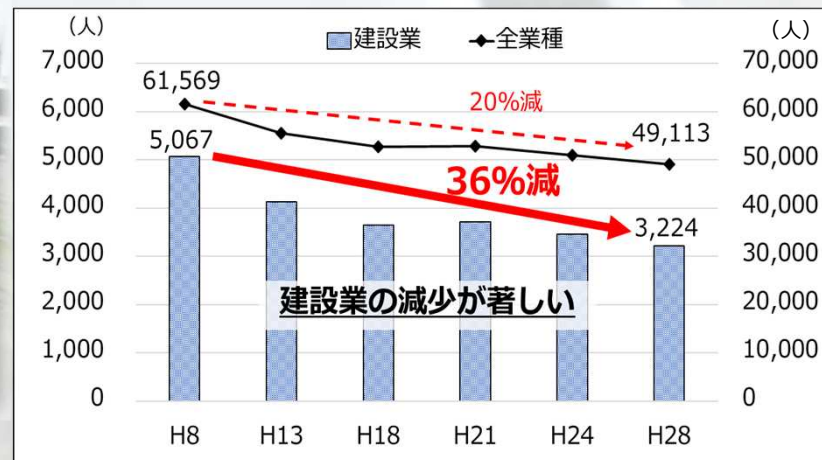
市内の建設業における従業員数は急激に減少（20年で約4割減少）  
→インフラの健全な維持管理や災害時の迅速な対応ができなくなる可能性

### ③ 市役所の現状

人口減少に伴い、職員が減少している中で、インフラの維持管理に関する  
要望の対応に追われ、政策立案などの業務に手が回らない状況に・・・



①



② 市内の就業者の推移



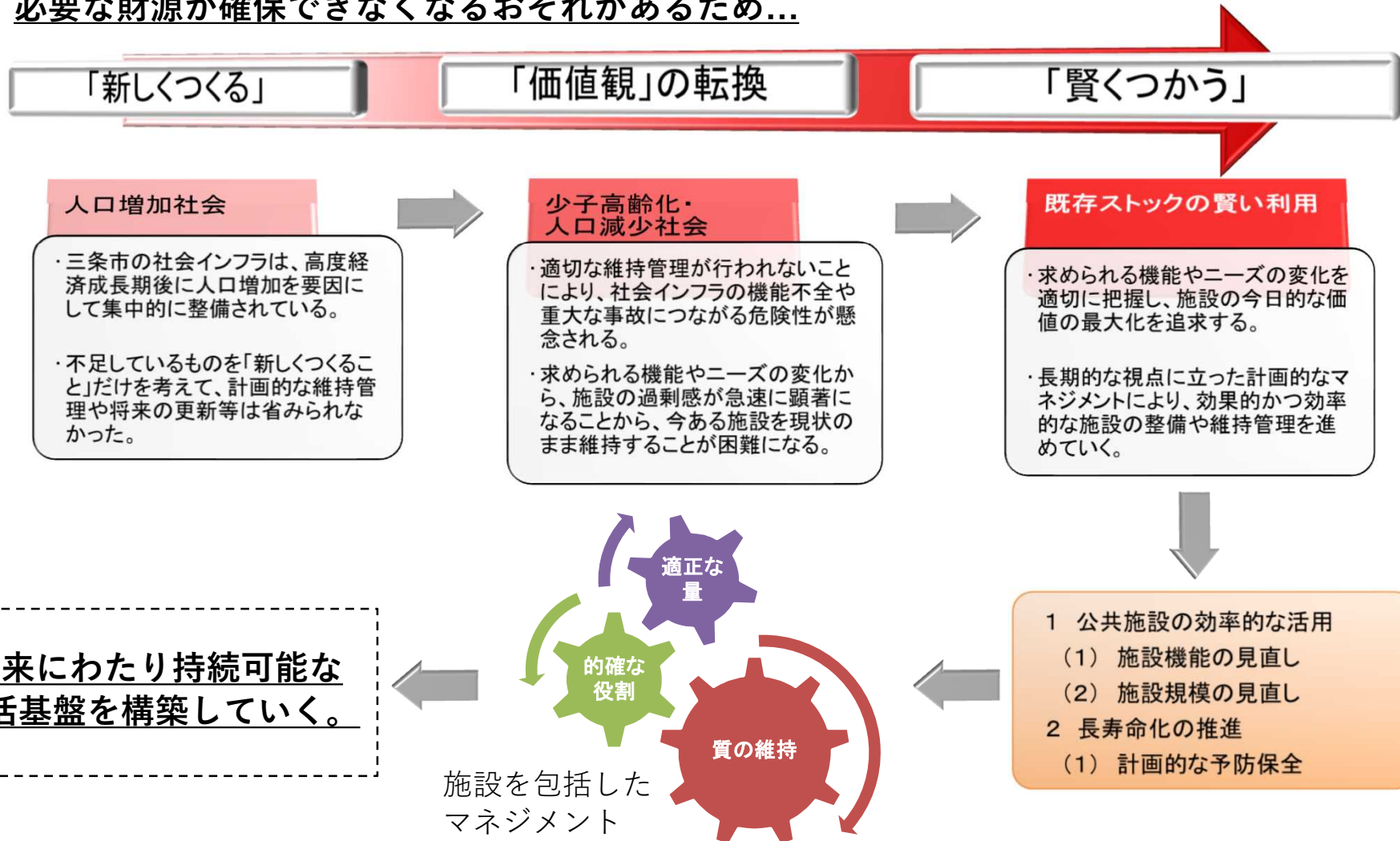
③

## 検討経緯（H26年度～H28年度）

| 年 月       | 実施項目・内容等   |
|-----------|--|
| H26.9     | 「三条市社会インフラ維持管理のあり方に関する検討会」を設立                                      |
| H27.3     | 「三条市総合計画」を策定（包括的民間委託への移行を打ち出し）                                     |
| H27.5     | 「三条市公共施設包括的民間委託検討会」を設立し、検討を開始                                      |
| H28.3.30  | 「三条市公共施設包括的民間委託検討会」より、包括的民間委託を推進する提言書が市長宛に提出                       |
| H28.4     | 提言書を受け、H29年度より実施する包括的維持管理業務の具体的な内容（包括する業務、維持管理基準（案）、入札参加資格等）の検討を開始 |
| H28.4.27  | 市内の建設業を含む維持管理業者を対象に、提言書の説明会を開催                                     |
| H28.7.1   | 第1回意見交換会を開催（市内の業界団体ごと）   |
| H28.11.25 | 第2回意見交換会を開催（市内の建設業を含む維持管理業者対象）                                     |
| H29.1.6   | 公告（公募型プロポーザル方式）  |
| H29.3.6   | 業務委託契約締結   |
| H29.3.23  | 業務実施区域内地元説明会（関係自治会長対象）39自治会<br>⇒ 住民へ事業開始の周知（チラシ配布・回覧）              |
| H29.4.1   | 業務開始（第Ⅰ期：H29～30、第Ⅱ期：H31～R5）  |

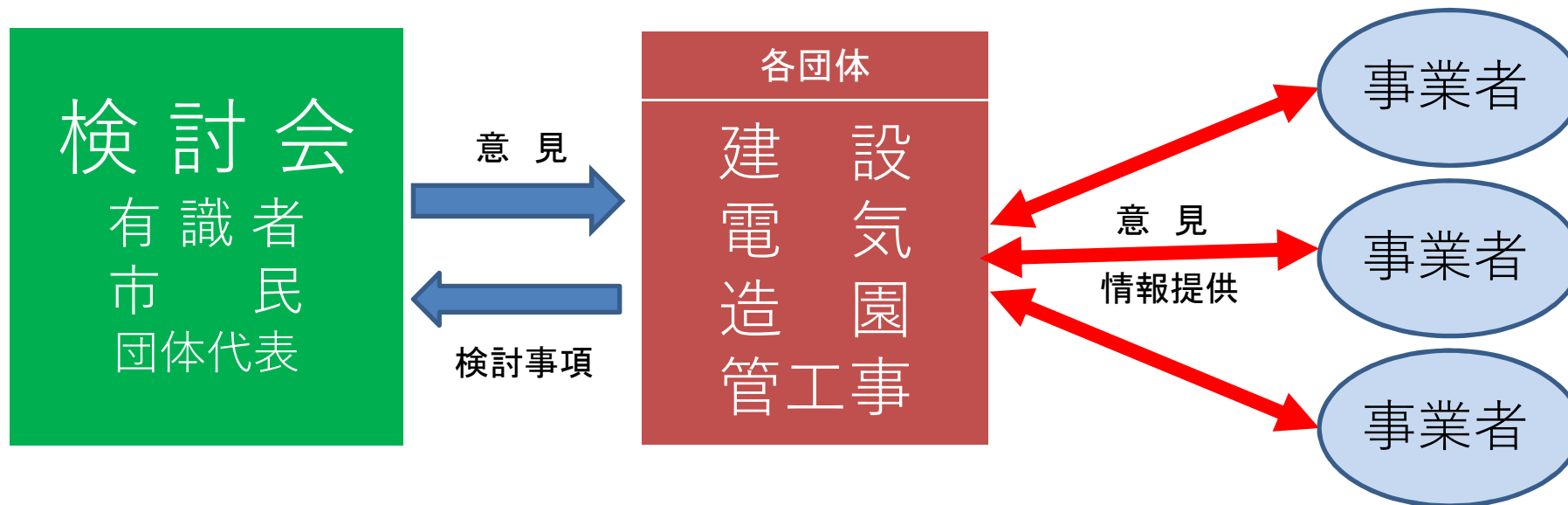
### 社会インフラに関する価値観の転換

施設の老朽化対策費の増加により、従来どおりの整備や維持管理を行った場合、必要な財源が確保できなくなるおそれがあるため...





## ○関係機関との調整



- ・ 各団体の代表から検討会の委員として参画してもらい、包括的民間委託を受注する立場から意見をいただく
- ・ 事業導入説明会及び意見交換会を実施し、事業内容や事務の簡素化についての意見聴取と事業参加の意向確認を行う

## ○検討事項

### 1 市内の社会インフラを取り巻く現状

1.1 社会インフラ・災害対応の現状

1.2 社会インフラの維持管理体制の現状

1.3 社会インフラを取り巻く現状のまとめ

### 2 社会インフラの維持管理における課題

### 3 地域の活性化と民間活力の活用による持続可能な維持管理体制の構築

### 4 持続可能な維持管理体制の構築に向けて取り組むべき内容

4.1 目指す将来像

#### 4.2 包括的民間委託の導入

(1) 業務範囲・(2) 対象区域

業務の分類と関連性

現行法制下における課題

民間委託可能な業務

包括的民間委託のケース設定

(5) 事業費に対するサービス価値検証

(3) 管理規定

事業手法と管理規定

業務の監視と検証方法

リスクの分担

事業費に対するサービス価値

(4) 契約手法・契約主体

事業主体及び契約手法等

支払方式(単価契約or総価契約)

#### 4.3 潜在的担い手の活用

高齢者から維持管理を担ってもらう仕組み

#### 4.4 市内内部の取り組み課題

台帳の整備・修繕履歴簿の作成など

## ○契約手法の分類について

### 従来型

#### 部分的民間委託

維持管理等業務の一部を、民間事業者に委託する従来の手法

業務内容

維持管理

運営

実施方法

公営

直営・維持管理会社に委託

直営・運営会社に委託

### PPP

#### 包括的民間委託

民間事業者に維持管理等を長期契約等により一括発注・性能発注する委託手法

業務内容

維持管理

(運営)

実施方法

公営

民間事業者に一括発注

### PPP

#### 指定管理者制度

地方自治法に基づき、公の施設の維持管理等を、民間事業者等を指定し実施させる手法

業務内容

維持管理

(運営)

実施方法

公営

指定管理者(民間事業者)に指定

### PFI

#### 公共施設等運営権制度

民間事業者がPFI事業の契約に基づいて、公共施設等の運営権を取得し、維持管理等を長期的・包括的に行う手法

業務内容

維持管理

運営

実施方法

民営

料金収入がないと難しい

PFI事業者が公共施設等運営権実施契約に基づき包括的に実施

高

公共の関与

低



## ○包括的民間委託と指定管理者制度の比較

指定管理者制度は、要求水準を条例で定める必要があることや、議決が必要であることに加え、利用料金制度を導入できる施設がなく実質的なメリットがないため、**包括的民間委託を採用**する

|          | 包括的民間委託                                  | 指定管理者制度   |
|----------|--|---|
| 法的性格     | 「私法上の契約関係」                               | 「管理代行」地方自治法による行政処分  |
| 管理権限     | ・市                                       | ・指定管理者  |
| 施設使用許可   | ・不可                                      | ・可能 ※行政権の行使は不可  |
| 契約期間     | ・複数年(3～5年)が多い                            | ・同左   |
| 要求水準     | ・要求水準書で定める                               | ・ <b>条例+要求水準書で定める</b>   |
| 議会議決の必要性 | ・議会の <b>議決は不要</b>                        | ・議会の <b>議決が必要</b>   |
| 災害対応の視点  | ・行政判断を伴う事務(災害対応、計画策定及び工事発注等)は委託できない      | ・同左   |
| メリット     | ・包括する分野、工種、実施内容などの <b>契約条件の修正、変更など容易</b> | ・ <b>利用料金制度の導入により、民間の創意工夫</b> がより発揮される。<br>・使用許可が可能であるなど公共の関与度合いは、包括的民間委託より小さいとされる。 |
| デメリット    | ・使用許可は不可                                 | ・ <b>指定管理の対象とする施設は条例で明文化する必要</b> があり、制度導入において課題が残る                                  |

## ○検討会の提言

### 1. 事業主体

事業者側体制は、「地元企業が地域を守れる維持管理体制」を構築するため、事業に必要な建設業の許可を持つ地元の建設業者により構成される共同受注体とするべき。

### 2. 事業者選定

巡回や受付のような実績の無い業務を含んでいるなど、不確定要素が多い導入時点においては、技術力・企画能力も含めて総合的に評価できる「公募型プロポーザル方式」を採用するべき。

### 3. 契約手法

「指定管理者制度」と「包括的民間委託」があるが、指定管理者制度は、利用料金制度を導入できる施設が無く、実質的なメリットがないため、包括的民間委託を採用するべき。

## ○包括的民間委託の導入効果

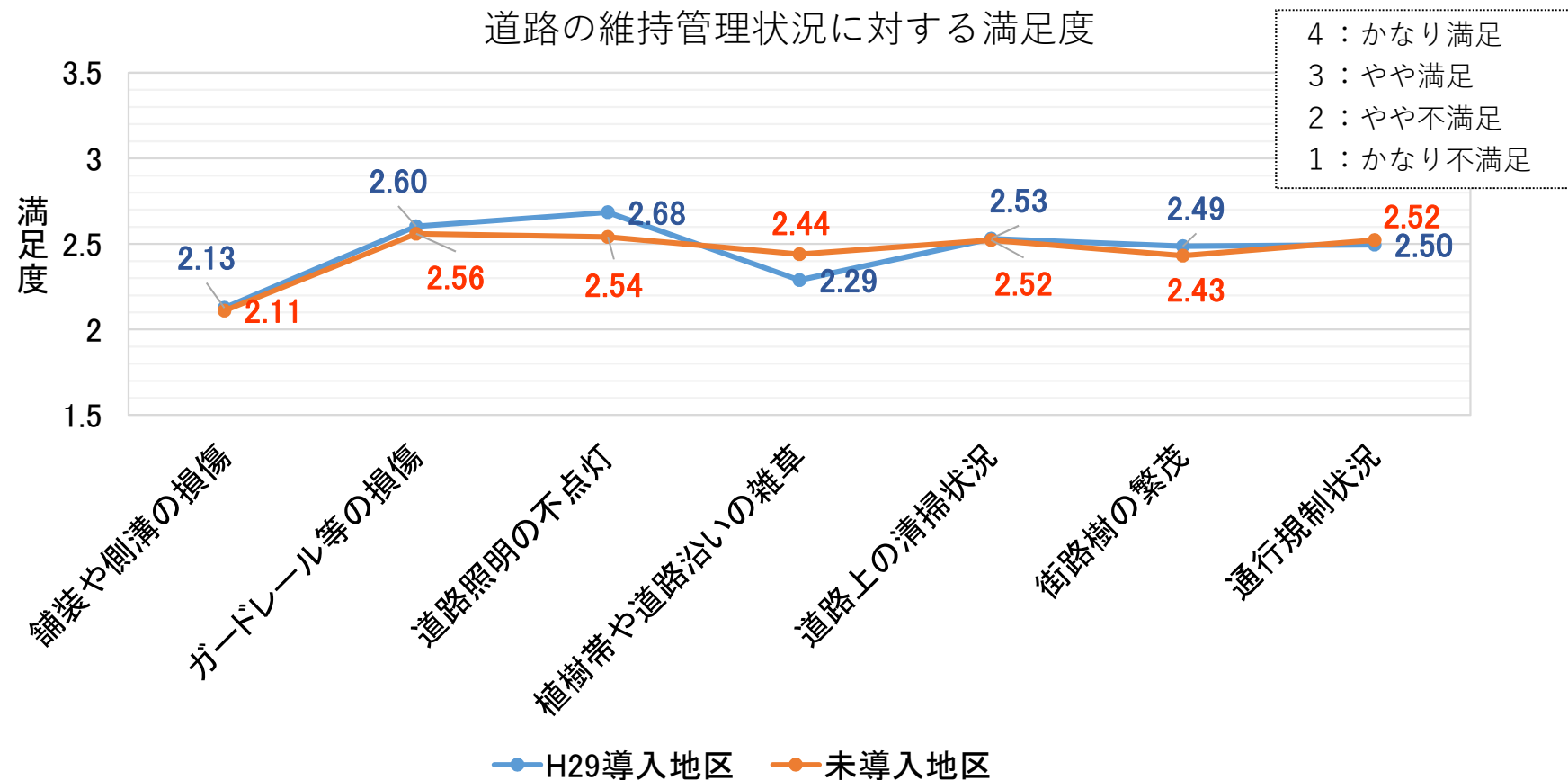
| 業務                                     | 市民   | 民間事業者   | 市役所  |
|--|--|---|--|
| ①複数業務の<br>包括化<br><br>(巡回～維持補<br>修の包括化) | <ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少で税収が減っている中でも、<u>従来と変わらないサービス</u>を受けられる</li> <li>危険個所の<u>発見から対応完了までが迅速</u>になる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>巡回や維持補修を一体で実施でき、創意工夫次第で、<u>収益性の向上</u>が期待できる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>職員が減少している中でも<u>維持管理レベルを落とさず継続できる</u></li> </ul>           |
| ②マネジメン<br>ト<br><br>(全体マネジメ<br>ントの民間化)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域に精通した事業者の存在が<u>市民の安心感</u>に繋がる</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>平素から地元の維持管理に携わることで、<u>地域に精通した対応</u>ができる</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>要望対応が減少することで、政策立案など<u>職員に求められる業務への注力</u>が期待できる</li> </ul> |
| ③災害対応                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における「守り手」の存在が<u>市民の安心感</u>に繋がる</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>平素から地元の維持管理に携わることで、<u>地域に精通した迅速な対応</u>ができる</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>民間委託していることで、災害発生時に<u>迅速に初動体制を確保</u>できる</li> </ul>         |



## 《R2年度市民満足度調査（インターネットアンケート）》

道路の維持管理状況に対する満足度は、平成29年度から包括的民間委託を導入している地区と未導入地区で大きな差は無い。

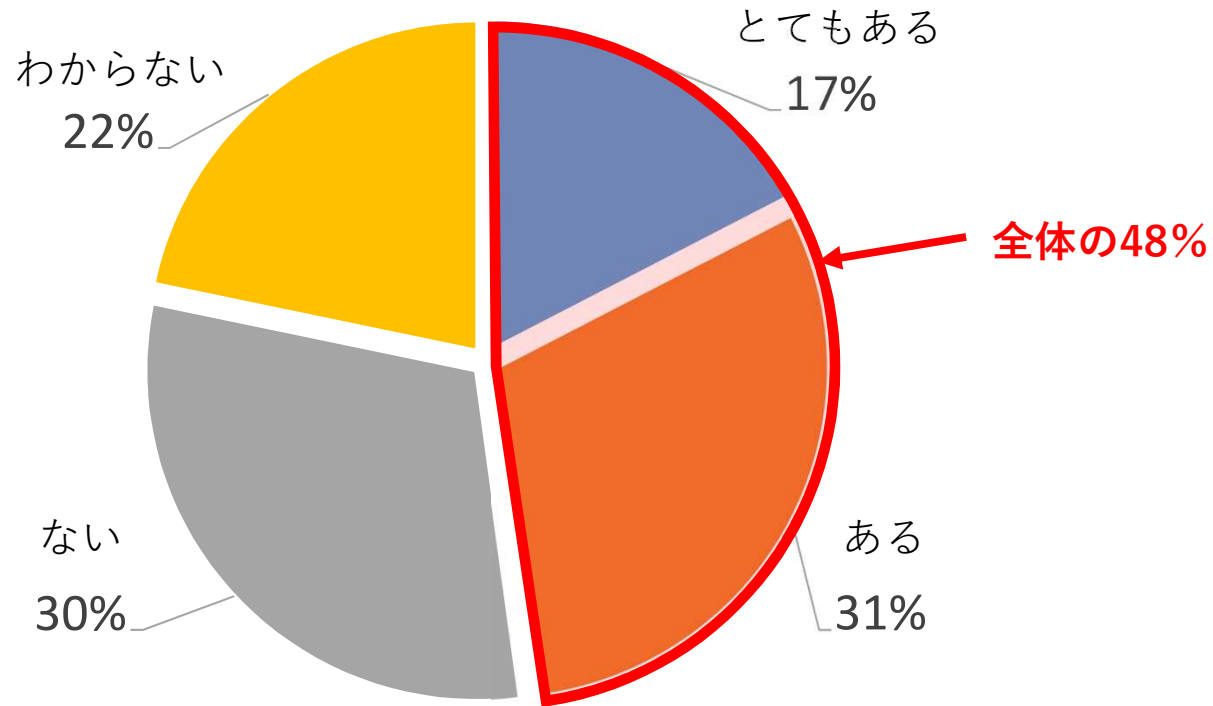
⇒ **包括民間委託後も市役所の管理水準を維持**できている



《R2年度市内業者意識調査（インターネットアンケート）》

市内業者の包括的民間委託への参画意欲は、「とてもある」、「ある」が**全体の約半数**を占める。  
 ⇒**包括民間委託の事業継続及びエリア拡大が期待**できる

包括的民間委託への参加意欲



### ○包括的民間委託導入スケジュール

|      |       | H29      | H30 | R元年      | R2       | R3 | R4 | R5       | R6       | R7 | R8 | R9 | R10 |
|------|-------|----------|-----|----------|----------|----|----|----------|----------|----|----|----|-----|
| 市街地  | 中心市街地 | 第Ⅰ期（2年間） |     | 第Ⅱ期（5年間） |          |    |    |          | 第Ⅲ期（5年間） |    |    |    |     |
|      | 上記以外  |          |     |          |          |    |    |          | 第Ⅲ期（5年間） |    |    |    |     |
| 平地部  |       |          |     |          | 第Ⅱ期（3年間） |    |    | 第Ⅲ期（5年間） |          |    |    |    |     |
| 中山間地 |       |          |     | 第Ⅱ期（5年間） |          |    |    | 第Ⅲ期（5年間） |          |    |    |    |     |